

最小回転半径試験

1. 総則

最小回転半径試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。

2. 試験条件

- 2.1 試験自動車は空車状態とし、三輪以上の自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては運転者1名が乗車する。
- 2.2 試験場所は、原則として水平平坦舗装面とする。
- 2.3 かじ取車輪の切れ角が調整できるものにあつては、試験前にメーカーの定める設計標準状態へ調整する。

3. 試験方法

- 3.1 三輪以上の自動車にあつては、変速歯車を前進の最下段とし最大かじ取角で徐行し、最も外側になるタイヤの接地部中心点の作る軌跡の直径を右回り及び左回りについて測定する。
- 3.2 二輪自動車にあつては、変速歯車は中立とし、最大かじ取角を保持した状態で後輪が常に地表面に対して垂直になるように注意しながら車を推進させ、前輪タイヤの接地部中心点の作る軌跡の直径を右回り及び左回りについて測定する。
- 3.3 大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、速度を前進の最低速度段による速度として最大かじ取り角で徐行し、もっとも外側になるタイヤ等の接地部中心点の作る軌跡の直径を右回り及び左回りについて測定する。

なお、平滑パターンのタイヤを有する自動車にあつては、もっとも外側になるタイヤの最外側が作る軌跡の直径を測定して、そのタイヤの幅を差引いた値を直径の測定値とし、カタピラ又は鉄製等の車輪を有する自動車にあつては、もっとも外側になるカタピラ又は鉄製等の車輪の最外側が作る軌跡の直径を測定する。
- 3.4 試験中タイヤの路面に対するすべりなどの状況、かじ取装置の状況などを観察する。

4. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

- 4.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。
- 4.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。
- 4.3 直径の測定値はメートル単位とし小数第2位まで読みとり、その2分の1を最小回転半径とし小数第2位を切上げる。

付表

最小回転半径の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

◎試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号

路面の状態

旋回方向	直径測定値 (m)	最小回転半径 (m)	備考
左			
右			

備考